

第4期中期目標期間（平成30～令和4年度）

見込評価「評価の要約」

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（令和4年4月2日現在）

役員6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員255名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業320円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

・業務実績 評価項目一覧

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ
I. 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 一般の中小企業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-1	S	3
		2 建設業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-2	A	14
		3 清酒製造業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-3	B	22
		4 林業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高、難易度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-4	B	30
	II 財産形成促進事業	1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営	1-5	B	37	
	III 雇用促進融資事業		1-6	B	40	
	II. 業務運営の効率化に関する事項					
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	2-1	B	41	
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項			3-1	B	47	
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する重要事項		1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資	4-1	A	48	
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項			5-1	B	53	

自己評価 **S**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：A)

I 中期目標の内容

○一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業に係る業務に関し、共済契約者及び被共済者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 **【重要度 高】**

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
 - ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
 - ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
 - ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員等1人当たり平均月15件以上行うこと。

(4) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。
 - ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 国内債券	超過収益率 0.15%	112.41%	142.71%	167.84%	104.76%	
	国内株式	超過収益率 0.36%	117.88%	106.76%	97.00%	91.47%	
	外国債券	超過収益率 0.21%	104.09%	163.99%	86.99%	90.66%	
	外国株式	超過収益率 △3.21%	86.00%	109.20%	106.27%	98.72%	
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。	1.83%	71.0%	76.0%	78.8%	89.0%	
	・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。	0.49%	81.6%	87.0%	85.1%	97.6%	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。	378,094人	116.3%	111.0%	113.8%	110.2%	
	・個別事業主に対する勧奨を普及推進員等1人当たり平均月15件以上行うこと。	訪問15.1件 (電話、文書等による勧奨を含む場合18.0件)	100.7%	94.0%	124.0%	124.7%	

<p>(4) サービスの向上</p> <p>○諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100.0%	100%	100%	100%	100%	
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。</p>	86.6%	108.5%	107.3%	109.5%	108.8%	
	<p>・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p>	1,761,202件 (通信監視サービス分を除くと1,288,162件)	153.1% (通信監視サービス分を除くと112.0%)	131.8% (通信監視サービス分を除くと104.4%)	114.8%	123.0%	
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>資産の運用（国内債券）</p>	<p>③令和元年度及び令和2年度は国内債券の達成率が120%以上であったが、平成30年度から約2年間を掛けて実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの成果が出ているものと思われる。なお、コロナ禍での世界的な低金利政策という債券運用にとって逆風が吹く中、市場平均収益率が低水準であった。</p>
<p>確実な退職金の支給に向けた取組（未請求者比率）</p>	<p>③退職金未請求の背景に関する調査結果によると、未請求率高止まりの主な要因が、拡充された企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続負担の忌避であることを確認した。企業間通算制度の利用拡大自体は好ましいことであるため、当該要因に基づく未請求率の底上げ分は、目標値を引き上げることが適切と考える。次期中期計画策定に向けて、データの収集・分析を進め、目標を見直すこととする。</p>
<p>ホームページアクセス件数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因である。</p>

加入促進対策の効果的実施	<p>③訪問件数については、平成30年度、令和元年度は、人手不足感が高まる中、人材確保のための福利厚生充実の必要性が広く認識され、退職金共済制度への関心の高まりから相談ニーズが増加、普及推進員等による効率的な訪問活動と相俟って、目標値を大きく上回る実績が上がったものと考えられる。</p> <p>なお、令和2年度以降、コロナ禍により訪問活動環境が大きく変化しており、現在は電話や文書等の代替手段を駆使して活動を行っている状況。次期中期計画では、こうした環境変化を踏まえて目標設定を見直すこととする。</p>
---------------------	---

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	<p>第3期中期計画のローリングプランに基づきガバナンス強化とリスク管理体制の整備のための諸改革を実行しつつ(P10図表2参照)、着実に収益を上げて財務基盤の強化を実現。即ち、機構の特性を踏まえ、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースからの見直しを実施、過度なリスクテイクを改めると共にリスク分散体制を確立。結果、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回り、付加退職金約600億円の支給が決定された上で、利益剰余金を必要な水準まで積み上げた(P8参考事項及びP9図表1参照)。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年⇒3年))後、同制度が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていること、②未請求者の半数近くを占める退職金額5万円未満層における手続き負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる(P12図表3及び図表4参照)。</p> <p>目標達成には至らなかったが、未請求の原因調査結果も踏まえた施策を実施することで、退職後3年目における年間の請求者数、退職金支払額とも増加した(それぞれ、H30:936人⇒R1:1,170人⇒R2:1,728人⇒R3:1,613人; H30:636百万円⇒R1:752百万円⇒R2:1,030百万円⇒R3:997百万円)。</p> <p>累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される(P13図表5参照)。</p>
加入促進対策の効果的実施	<p>訪問件数は、令和2年度を除き、積極的かつ効率的な訪問活動により目標値を上回った(令和2年度も、電話等による活動を含めれば目標を達成している)。令和2～3年度は、コロナ禍により訪問や集会等の活動が制約されたが、電話や文書等代替手段活用により積極的・効率的活動を継続した。説明会ではWEB会議方式の導入により、機動性、効率性が向上した他、遠隔地からの参加が可能になり参加者の裾野が拡大、複数メディアによる集中広報等も導入し、加入者数は各年度とも目標値を1割以上上回った。また、加入者数増加が資産運用残高の増加に繋がり財務基盤強化に寄与、それが魅力となって更なる加入者数増加に繋がる好循環を生んでいる。</p>

自己評価「S」について（Accountability）

- 平成27年の独法通則法改正の趣旨を踏まえ、前期中期計画期間中の平成28年度にローリングプランを策定し、これに基づき機構全体のガバナンス体制の改革・整備を行ってきた。その一環として、資産運用分野では、平成27年10月に設置された資産運用委員会の外部有識者の知見を活用しながら、ガバナンス強化のための取り組みを行ってきた。
- マイナス金利政策下にもかかわらず、この5年間で約4,300億円の運用収益を上げ、予定運用利回り1%を堅持し約800億円の付加退職金支給を決定されてもなお、利益剰余金を約1460億円積み上げ、必要な水準（想定損失額）をほぼ満たす約5,300億円の利益剰余金を確保し強靱な財務体質を実現出来たのは、資産運用委員会での熟議を踏まえて断行した、基本ポートフォリオ及びマネジャー・ストラクチャーのゼロベースからの見直しが大きい。
- 一方、事業推進活動においては強靱な財務体質という機構に対する安心感の醸成に加え、科学的なマーケティング調査も導入し、コロナ禍という逆境の中でも新規加入者数の目標を達成している。これが、資産運用と並ぶ中退共の収益を支える資産運用残高の拡大（平成28年度末約4兆7千億円⇒令和3年度末約5兆3千億円）に貢献している。
- 資産運用の制度全体としてのガバナンスも機構と関係機関（資産運用委員会、運営委員会、厚労省勤生課、厚労省労働政策審議会等）の間の役割分担と協力関係について整理し文書化した。制度全体のガバナンス体制の整理を梃子に本格的なスチュワードシップ活動にも踏み出し、本邦資本市場の健全な成長を促し、その結果年金などの資産運用を通じて、勤労者の老後の生活の安定に資する事を旨とするという、公的機関のアセットオーナーとして機構に与えられた社会的使命にも応えている。
- システム再構築プロジェクトも抑々は、予定運用利回りの変更等、環境変化に対する機動的な対応を狙ったものである。
- さらに、この一連の改革が、外部の有識者委員や一流のコンサルタントとの協働作業を通じて、懸案であった資産運用とシステムという日進月歩の分野での人材の飛躍的な養成に繋がった。
- あるべき姿のモデルに向かって中退共を再構築したのは、資産運用額で機構全体の8割以上を占める機構の屋台骨でもあるにも拘わらず、かつて（平成20年度）約3,500億円の累積欠損金を抱えたことに対する分析が本質に迫っておらず、また累積欠損金に陥る恐れもあったからである。岩盤の中退共を改革したことで、他の共済制度へのモデルの拡張、伝播は円滑に進みつつある。委託運用部分の合同運用は、林退共、清退共に続き令和4年度に建退共が参画したことに因り、全経理が合同運用となった。更に、運用の基本方針については、経理別に6つに分かれて策定されていたものを廃止し、一本化した新たな基本方針（機構の特性、制度全体のガバナンス体制及びスチュワードシップ責任に対する取り組みを明記など）を策定した。
- 内部統制についても、統制環境として「高い職業倫理の徹底」（Integrity, Accountabilityなど）を掲げているが、資産運用委員会での議論を踏まえ、「行動規範」を定めた。統制活動としては、責任の所在の明確化を図るため「文書決裁ルール」の徹底を行い中退共がそのモデルを作った。
- このように、中退共は、資産運用、事業推進、システムの各分野における施策が、相乗効果を上げながら成果を上げているうえ、成果を上げる過程が人材養成にも繋がり、さらに他の共済制度へのモデルを提供し、他の共済制度の成果にも寄与しており、機構全体の成果に複合的、重層的に貢献している。これを以て、中退共の評価を「S」とするものである。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

第3期中期計画のローリングプラン(P52参考事項参照)に基づきガバナンス強化とリスク管理体制の整備のための諸改革を実行しつつ(P10図表2参照)、着実に収益を上げて財務基盤の強化を実現。

- 多くの運用資産と個人情報とを預かる組織として、独法通則法改正や情報セキュリティ問題深刻化等の環境変化を踏まえ、第3期中期計画のローリングプランを平成28年度に策定、同プランに基づいて下記諸改革を実行し、実績を上げた。
- 平成30年度には、平成28年度の基本ポートフォリオ見直し時のリターンとリスク、利益剰余金の関係等に関する議論を踏まえ、機構と資産運用委員会並びに運営委員会、厚労省、厚労省に設置された労働政策審議会等関係機関における役割分担と協力関係が整理された。
- 基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてはゼロベースからの見直しを実施し、新しい想定損失額推計方法と合わせてリスク管理体制の整備が実現された。
- 平成30～令和元年度に実施したアクティブのマネジャー・ストラクチャーの見直しでは、評価基準の抜本的見直し(※)、運用受託機関や金額配分、スタイルの構成等において十分なリスク分散効果が得られるよう企図した選定を実施した。第2次選考での理事長を含む選考委員による50先、延べ100時間に及ぶ面接では、内外の運用受託機関の実力差が露呈、スチュワードシップ活動での運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談に繋がった。この面談は、年々業界内で存在感を増しており、エンゲージメントを発展・深化させたとして、資産運用委員会からも高く評価されている。
※短期の運用実績に依拠するのではなく、運用力の裏付けとなる運用哲学、超過収益の源泉に関する考え方の論理性、その考え方に基づく運用の一貫性、体制・プロセス等を多角的に評価。
- 令和2年度に実施したパッシブのマネジャー・ストラクチャー見直しでは、委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い(指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更)、委託コストの低下を実現した(令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%)。
- 令和3年度には、自家運用利回りが低下を続ける中、中期的に必要な利回りを確保するため基本ポートフォリオの見直しを実施した。
- 運用実績では、4年間に約3,200億円の運用収益を上げ、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回った。利益剰余金は、付加退職金約600億円の支給が決定された上で、4年間で約900億円増加し、必要な利益剰余金の水準をほぼ達成した。財務基盤強化は制度の魅力として加入促進に繋がり、資産運用額の増加による収益力向上との好循環を生じている。
- 一連の改革の集大成として新しい「資産運用の基本方針」を策定した。新方針は、経理毎に制定されていた方針を一本化した他、機構の特性(積立型の退職金原資、運用益のみが収益源)を明記し、同特性を踏まえ、過度の信用リスク・変動リスクを回避することを超過収益率の追及に優先する方針を明確化した。また、資金規模6兆円の公的機関のアセットオーナーとして、スチュワードシップ活動についても明記した。本基本方針は、集大成であると共に今後の資産運用業務における羅針盤に相応しい内容として資産運用委員会から高く評価された。
- 上述のような一連の改革を実施するため、4年間に資産運用委員会を33回開催、審議を受けた。この過程は、資産運用に携わる役職員の資産運用リテラシーを格段に向上させ、効率的、効果的な人材養成に繋がった。加えて、専門職2名を中途採用で増員した。

・委託運用部分の収益率 (参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	5年間年率
<評価>				<A>	<A>	<S>	<->
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	0.16%	0.16%
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.41%	0.43%
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.09%	0.04%
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	0.44%	1.07%
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.21%	0.26%

※ 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

参考事項

(図表1) 中退共(給付経理) 利益剰余金の推移

(単位: 億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		4年間増減 (H30-R3)	5年間増減 (H29-R3)
						上期末			
必要な利益剰余金 (A)※1	4,436	4,268	4,675	5,150	5,025	5,025	5,468	—	—
利益剰余金 (B)	3,813	4,335	4,300	3,742	5,317	—	5,272	+937	+1,459
利益剰余金不足額 (B-A)	△623	—	△375	△1,408	—	—	△196	—	—
付加退職金 ※2	—	174	—	—	599	—	—	※3 599	※3 773
運用収益 (億円)	1,052	1,076	359	△158	2,588	—	410	3,199	4,275
資産運用残高 (億円)	46,985	48,463	49,158	49,362	52,298	—	53,121	4,658	6,136
被共済者加入実績 (人)	370,994	377,684	377,908	383,483	367,510	—	378,094	—	—
被共済者在籍数 (人)	3,350,308	3,401,344	3,442,253	3,487,966	3,536,953	—	3,581,005	+179,661	+230,697

※1 必要な利益剰余金は、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

※3 付加退職金の4年間・5年間増減欄は、期間中の合計額を表示している。

参考事項

令和4年6月

独立行政法人勤労者退職金共済機構

(図表2) 資産運用業務における取組

年度	第3期中期計画			第4期中期計画			
	H28	H29	H30	H31 (R1)	H32 (R2)	H33 (R3)	H34 (R4)
厚生労働省による財政検証		中退財政検証	H30.3.12とりまとめ ・予定運用利回り 1.0%据置 ・付加退職金ルールの改定	特退財政検証		R2.8.26とりまとめ ・予定運用利回り 建退3.0%⇒1.3%へ引下げ(R3.10~) 清退2.3%据置 林退0.5%⇒0.1%へ引下げ(R3.10~)	
ガバナンス	(H27.10 新設)	H29.9.8 フィデューシャリー・デューティーの議論の整理	H30.5.25 各機関の役割分担整理(勤生課長)			・資産運用委員会と運営委員会の関係整理	資産運用委員会開催回数 累計55回、 うち第4期中計期間35回
資産運用委員会	(H27.4回開催)	9回開催	7回開催	8回開催	7回開催	10回開催	8回開催 (～6月)2回開催
ローリングプラン策定	【独法通則法、中退法改正】 中計ローリング実施	・機構の特性を踏まえ、リスクテイクは累積剰余金の範囲内とする ・運用の基本方針である「安全かつ効率」、および必要な利回りを定義 ・国内金利見通しを横這いとする独自シナリオを採用 ・勤生課長をブリッジ役として、労政審への情報提供・提言ルートを確立				「最終受益者の視点」について、 エクस्पライン条項を活用して受入れ	行動規範の確立
基本ポートフォリオ改定		中退基本ポートフォリオ改定 H29.2.1公表					中退基本ポートフォリオ改定 R3.10.1公表 清退、林退基本ポートフォリオ改定 R3.10.1公表
リバランスルール		うち自家運用投資手法の見直し 債券格付基準の検討…緩和を見送り リバランスルール見直し	H30.1.26 中退、リバランスルールの検証		建退基本ポートフォリオ改定の検討 うち自家運用投資手法の見直し (特退4名に加え機構要員7名を投入)		建退基本ポートフォリオ改定 R4.4.1公表
合同運用	H28.4.1 中退、林退の合同運用開始		【包括信託の合同運用】		コロナ禍に対応した流動性確保策実施	R2.4.1 清退(給付)が合同運用に参加	R4.4.1 清退(特別)を除く全経理が合同運用に参加
マネジャーストラクチャーの見直し		国内債券 合同運用資産 アクティブ運用 マネスト見直し	外国債券	国内株式 外国株式	合同運用資産 パッシブ運用 マネスト見直し (管理機関含む)	4資産	R3.6.18パッシブマネスト総括資料公表
中退	★	★	★★	★	★	★★	★
建退(給付)	H28.4.1	H29.1.30	H30.5.31	R2.4.1	R3.11.1	R4.7.1	
建退(特別)	合同運用開始	基本ポート	運用の目標	清退(給付)の合	外債BM	全経理一本	
清退(給付)		フォリオ改定	を中期目標に合わせ	同運用参加、林退の合	の記載	化、新規制定	
清退(特別)			る変更	同運用増額対応、字句	変更		
林退	★	★	★★	修正(包括信託)	★		
資産運用の基本方針の改正		H29.11.30 スチュワードシップ・コード改訂版受入れ対応	H30.5.1 有託取引形態変更対応		R2.7.1 運用受託機関の評価基準変更	R3.10.1 基本ポートフォリオ改定	R4.4.1 建退(給付、特別)の合同運用参加、パッシブマネストの反映、字句修正
スチュワードシップ活動	(H26.8.29 スチュワードシップ・コード受入れ)	【スチュワードシップ・コード受入れ対応】	トップ面談(8-9月) 受託機関活動報告会(11月)	トップ面談(7-12月) 受託機関活動報告会(10-11月)	トップ面談(10-1月) 受託機関活動報告会(11月)	トップ面談(10-1月) 受託機関活動報告会(9-10月)	
林退共済損解消計画	(H17.10 累損解消計画策定)	H29.11.30 改訂版コード受入れ	H30.12 年度活動報告公表	R2.1 年度活動報告公表	R2.9.23 再改訂版コード受入れ	R3.2 年度活動報告公表	R4.6 年度活動報告公表
		H30.2 計画見直しの方針を決定			R2.11 見直し計画を策定		

黒字…中退、合同運用、または機構全体に関する事項
青字…特退に関する事項

資産運用委員会による令和3年度資産運用に関する評価報告書 別冊 —第4期中期目標期間見込評価に係る評価報告書— (抜粋)

【総合評価】

- 資産運用委員会設置（平成27年10月）の趣旨は、資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備することである。
- 機構はこの立法精神に基づき、積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみが収入源であって、仮に累積欠損金が発生しても他から補填を受ける仕組みがないという機構の特性を踏まえて、第3期中期計画中の平成28年度にローリングプランを策定、資産運用委員会での熟議を経て実行した成果は、機構の資産運用に対する経営理念そのものを変革するものであった。
- 持続可能性（高い質の運用業務の遂行を継続的に行っていくこと）も経営の最優先事項においており、中途採用、職員の育成にも意を用いている。
- この一連の成果は機構の資産運用業務を構築し直したと言っても決して過言ではない。その集大成が従来の「資産運用の基本方針」を廃止し、新しい「資産運用の基本方針」を制定、且つ従来6経理毎にあったものを一本化することであるが、平成26年度の独法通則法改正とそれを踏まえた中退法改正において求められたガバナンス強化とリスク管理体制整備の観点からも顕著な成果を上げたものと高く評価される。
- 今後のグローバルな金融市場を展望すると、大きな変化が訪れる事も充分想定されるが、この6年間で培った過去からの慣習に捉われずに本質を追求する姿勢と改革マインドを梃子に、更なる飛躍に繋げることを大いに期待したい。

参考事項

○ 確実な退職金の支給に向けた取組に関する事項

(図表3) <請求しない主な理由アンケート:令和元年度～3年度>

(構成比%)

	退職金額	手続きが分かりにくい	時間がない	手続きが面倒	通算希望
R元年度	～5万円未満	14.0	23.4	40.2	15.9
	5～10万円未満	0.0	8.3	16.7	58.3
	10～50万円未満	4.4	8.8	7.4	66.2
	50万円～	5.0	6.9	2.0	64.4
R2年度	～5万円未満	11.0	15.1	41.1	22.6
	5～10万円未満	4.2	4.2	12.5	62.5
	10～50万円未満	3.2	6.3	7.4	66.3
	50万円～	4.3	5.8	1.4	66.9
R3年度	～5万円未満	10.7	7.1	51.8	16.1
	5～10万円未満	9.4	15.6	40.6	34.4
	10～50万円未満	3.5	5.8	2.3	67.4
	50万円～	1.5	3.0	0.7	83.7

(図表4) <請求権発生から2年経過後、3年経過後の年度末時点の未請求者数等>

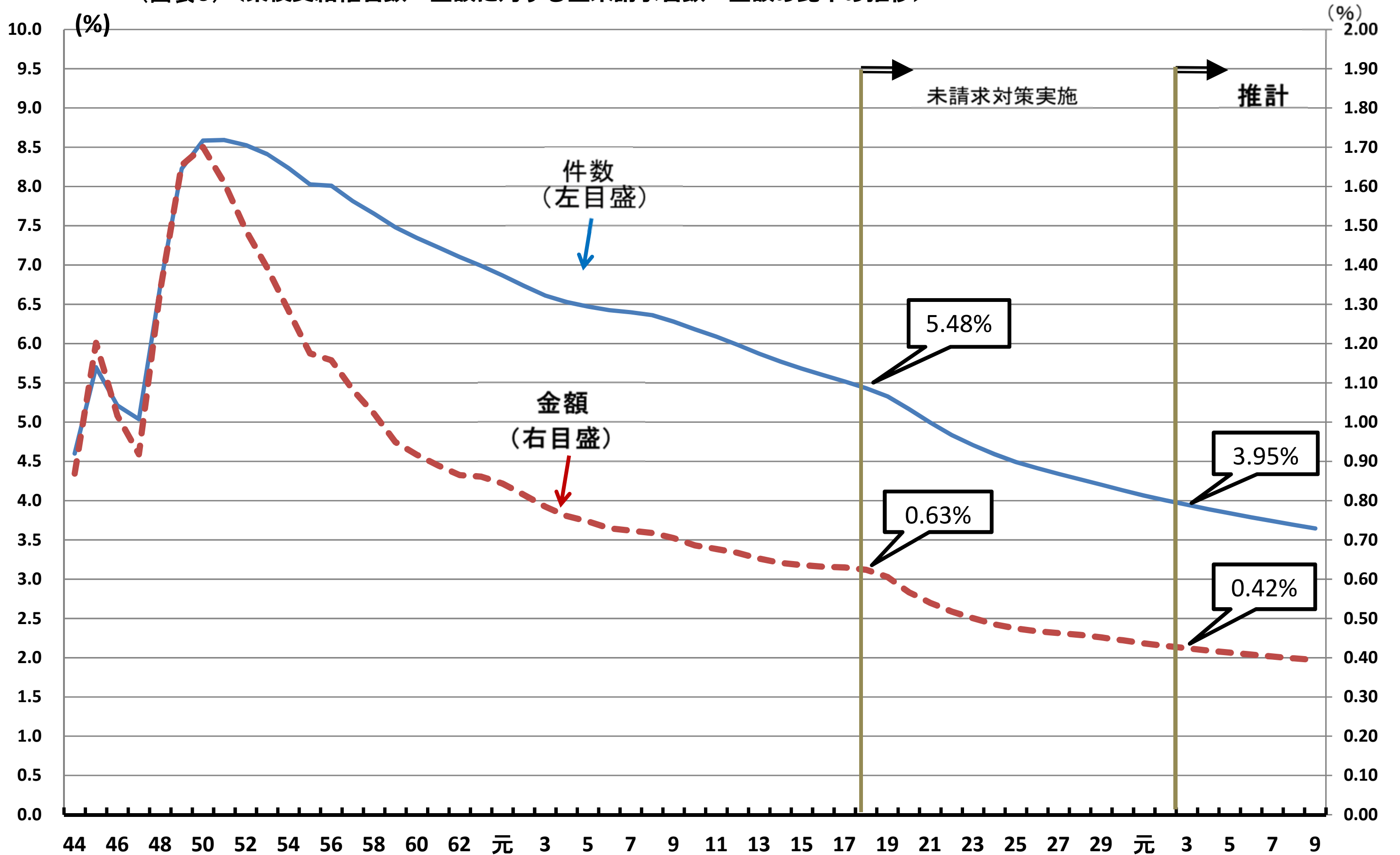
※企業間通算制度拡充(28年度法改正)は平成27年度退職者から適用

退職年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未請求者数(人)	2年経過後	3,778 (H28.3時点)	3,839 (H29.3時点)	4,795 (H30.3時点)	5,459 (H31.3時点)	6,286 (R02.3時点)	6,687 (R03.3時点)	6,997 (R04.3時点)
	3年経過後	3,351 (H29.3時点)	3,147 (H30.3時点)	3,859 (H31.3時点)	4,289 (R02.3時点)	4,558 (R03.3時点)	5,074 (R04.3時点)	—
未請求率(%) 人数/金額	2年経過後	1.42/ 0.46	1.46/ 0.43	1.82/ 0.58	2.10/ 0.68	2.36/ 0.75	2.42/ 0.76	2.53/ 0.81
	3年経過後	1.26/ 0.37	1.19/ 0.32	1.46/ 0.41	1.65/ 0.47	1.71/ 0.46	1.83/ 0.49	—
退職金額5万円未満 (3年目:構成比%)		—	—	43.6	48.3	47.6	48.2	—
退職金額5～10万円未満 (3年目:構成比%)		—	—	8.6	8.8	9.1	9.0	—
企業間通算申請 (当年度中・件数)		—	—	2,512	2,965	3,306	3,458	4,012

- ・アンケート調査の結果をみると、未請求者のうち退職金額5万円以上の層において、未請求の理由に、転職に際しての「通算希望」を挙げる者の割合が、3分の2に及び、かつ年々、増加傾向となっている(図表3)。
- ・一方、未請求者の過半数近くを占める退職金額5万円未満層については、4割以上が「手続きが面倒」を理由とし、その割合は高まっている(図表3)。さらに退職金額5万円未満層の構成比も高まっており(図表4)、こうした動きも未請求率高止まりに繋がっているものと考えられる。
- ・企業間通算制度拡充後、制度利用者が拡大していることは、企業間通算申請者数の急増により明らかである(図表4)。
- ・こうした未請求者は、自らが請求権を有していることを認識し、また制度に関する知識を有していると考えられるため、最終的には退職金を請求するものと考えられる。
- ・したがって、企業間通算制度拡充に伴う増加分を無理に低減させる必要はないものと思料する。
- ・企業間通算制度拡充後の未請求率の動きを見ると、人数ベースで0.3～0.4%程度の押上効果が窺われるため、未請求率のこれ以上の引下げ余地は余りないものと考えられる(図表4)。
- ・しかしながら、退職金額5万円未満層については、手続負担の軽減や制度の知名度向上等により、人数削減の余地があるものと思われるため、引き続き未請求率低減に向けた取組は続けて参りたい(図表4)。
 - 知名度向上については、資産運用分野での活動(資料公表、スチュワードシップ活動)も寄与。

参考事項

(図表5) <累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率の推移>



評価項目 No. 1-2 退職金共済事業(建設業退職金共済事業)

難易度	高
重要度	高

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】

【難易度 高】である理由：建設業の期間労働者は、工事現場を転々とする場合が多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であることから建設事業者による雇用管理の取組が容易でなく、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

- 過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。
- 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。
 - ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。 【給付経理】	超過収益率 1.03%	174.64%	110.80%	97.14%	71.18%	
	【特別給付経理】	超過収益率 1.08%	230.12%	114.79%	98.84%	45.81%	
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】 ○過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—	—	
○過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。	・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。	1回	100%	100%	100%	100%	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。	107,403人	99.4%	107.1%	103.0%	97.1%	
(4) サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%	100%	

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。	1,474,574件 (通信監視サービス分を除くと1,001,534件)	223.4% (通信監視サービス分を除くと151.7%)	160.5% (通信監視サービス分を除くと112.8%)	113.1%	113.5%	
	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
資産の運用	③令和3年度の達成率は、国内株式を中心に高い超過収益率を獲得したことから給付経理174.64%、特別給付経理は、230.12%と非常に高い水準となった。
ホームページのアクセス件数	③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因である。 また、令和3年度において、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和3年度の期間の大半が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものと思われる。特に、令和3年10月に掛金日額変更を伴う制度改正が実施されたことによる影響が大きく表れたものと考えている（令和3年9月～11月のアクセス件数が、年間増加分の約4割を占めている状況がみられる。）。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	<p>委託運用部分の複合ベンチマーク収益率について、給付経理及び特別給付経理ともに過去4年間通期で見ると複合ベンチマーク収益率を上回る運用収益を確保した（P18図表6参照）。資産運用委員会では、平成30年度より基本ポートフォリオの検証を行ってきたところ、令和元年度から令和2年度にかけて厚生労働省により財政検証が行われ、令和3年10月より予定運用利回りが3%から1.3%へ引き下げられることとなった。これを踏まえ、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等との合同運用に移行した。これについては、現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えている。これらの施策の結果、必要な利益剰余金不足額についても減少し、財務基盤の強化が図られた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>ターゲットを特定した対策として、第3期中期計画までに構築したデータベースを基に高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者（約21万4千人）について、事業所（約5万所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続き等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの新たに実施した対策により、前中期目標期間終了時369,592人に対し、令和3年度末364,418人と△5,174人の減少となり、増加の趨勢にあった長期未更新者数を減少に転ずることができたのは大きな成果である。（平成27年度からの長期未更新者数の推移等についてはP19図表7及びP20図表8参照）</p>
サービスの向上	<p>就労実績報告作成ツール（以下「ツール」という。）は、電子申請方式の利用に必要なものであるとともに、従来の証紙貼付方式における元請・下請間の就労報告の円滑化にも資するものであるが、共済契約者に普及を図ることができた（令和3年度末時点ダウンロード件数38,509件）。また、制度改正に伴う機能改修を行った。</p> <p>電子申請方式については、実証実験、試行的実施を経た上で、令和3年3月から本格的導入を実現し、さらにその普及を進めているところである。ツール及びシステムの改良を継続的に行うとともに、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修も実施し、利用者の利便向上を達成してきている。令和4年夏には、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携をさらに強化するためのシステム改修を行うなど、引き続き改良を進めることとしている。</p>

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

- ・ 委託運用部分の収益率

(図表6) 過去4年間の実績に対する評価

超過収益率	給付経理					特別給付経理				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率
<評価>				<A>	<A>				<A>	<A>
国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.17%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	0.26%
国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.80%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	△0.32%
外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.48%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.03%
外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.19%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△1.04%
合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.38%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.31%

参考事項

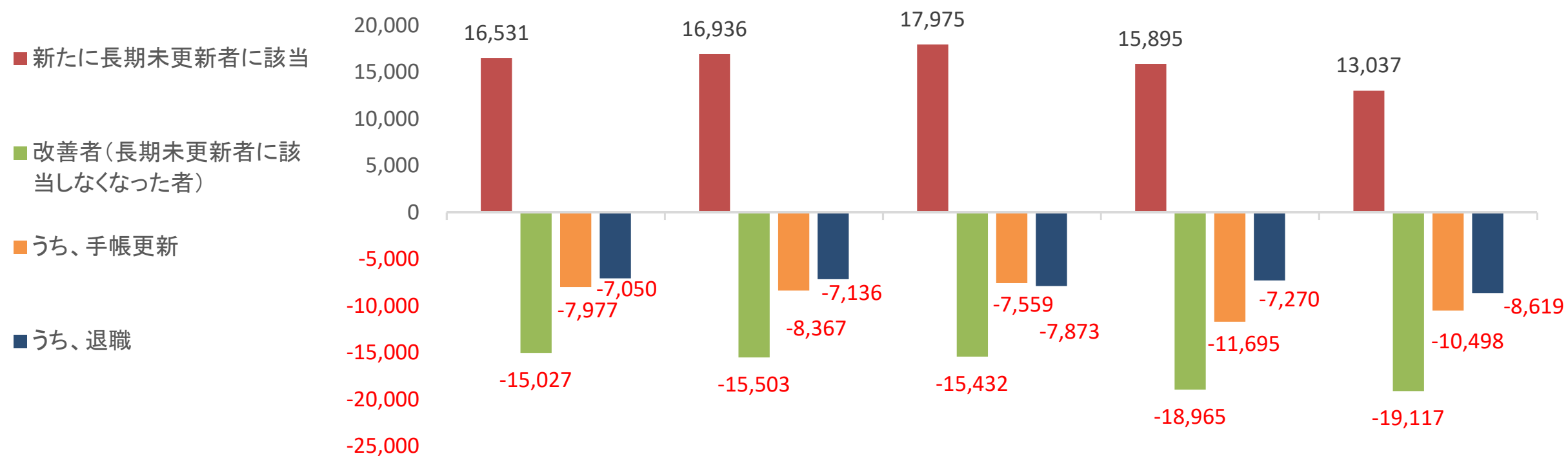
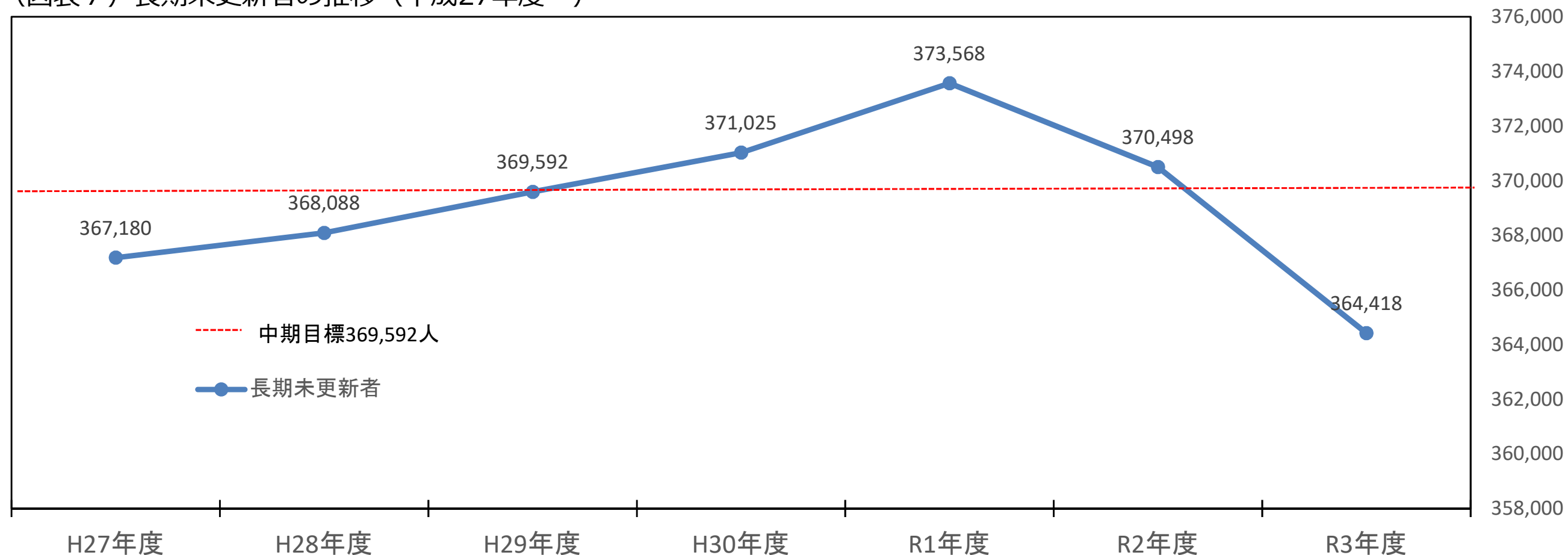
○ 確実な退職金の支給に関する事項

<第4期中期目標(抜粋)>

中期目標期間の最終年度(令和4年度)までに、長期未更新者数(掛金納付月数24月以上かつ未更新期間3年以上)を、前中期目標期間の終了時(369,592人)から減少させること。

(単位:人)

(図表7) 長期未更新者の推移 (平成27年度～)



(図表8) << 長期未更新者対策の概要 >>

加入者全体を対象とした対策

第4期中期計画(H30'~)

マスメディアを活用した集中的な広報

効果検証を踏まえ、効果的に実施

- ・全国紙を減少し地方紙を増加(R2')
- ・地上波TVとラジオの追加(R2')
- ・全国紙を減少しCSTVと地上波ローカルTVを追加(R3')

問い合わせ実績

H30' 2,010人 ⇒ R3' 4,627人

第4期中期計画(R3'~)

建設工事現場における周知

「建退共適用工事現場」標識に労働者に対する周知等を追加(R3')

第4期中期計画(R4'~)

ハローワーク等を活用した周知

ハローワークと職業能力関連施設等にCCUSと合同でパンフレット設置(R4') 664所 118,614部

第4期中期計画(R2'~)

制度改正に関する通知

- R3' 4月 ハガキにより通知
- 7月 文書、チラシにより通知
- 9月 事務処理の手引き配布

制度改正・電子申請に関する説明会

R2' 84回 R3' 49回

長期未更新者 約 36.4 万人 (R4.3.31)

住所情報把握者

住所補完の要請により住所情報を把握した者 約 2.4 万人
うち、長期未更新者 約 0.9 万人

(データベース化が概成)

住所情報を把握している者 約 5.3 万人

住所情報を把握していない者 約 30.1 万人

新たに長期未更新者になる者

住所情報を把握している者 毎年約 1.3 万人

ターゲットを特定した対策

第4期中期計画(R元'~)

最終更新事業所へ住所補完の協力要請
調査対象者 21.4 万人 事業所 5 万所

第4期中期計画(H30'~)

一定年齢者に対する退職金請求勧奨等

- ・75歳に達した長期未更新者に対し請求勧奨
- ・70歳に達した退職金請求資格のある被共済者に対し、掛金納付状況を通知

長期未更新者調査

- ・3年間手帳未更新者について、共済契約者に対し現況調査を実施
- ・現況調査の結果により、更新または請求の勧奨を実施

フォローアップ調査

- ・長期未更新者調査後、さらに2年間、更新手続きのない被共済者に対して、更新または請求の勧奨を実施

長期未更新防止を目的とした対策

第4期中期計画(R2'~)

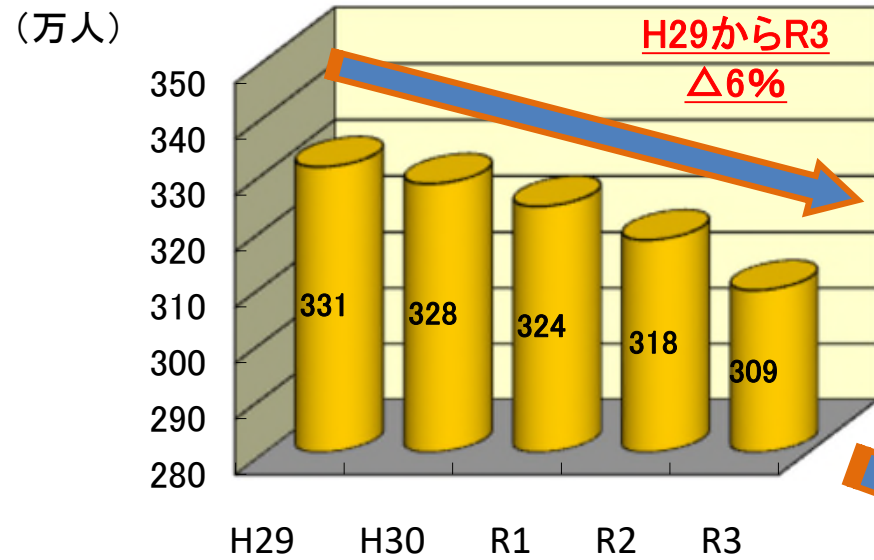
掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知

- ・初めて電子申請により掛金充当されたとき
- ・掛金納付実績1年目(12月)となったとき
- ・掛金納付実績5年目ごと(60月、120月、180月 etc.)となったとき

参考事項

○加入促進対策に関する事項

建設業技能者数の推移



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

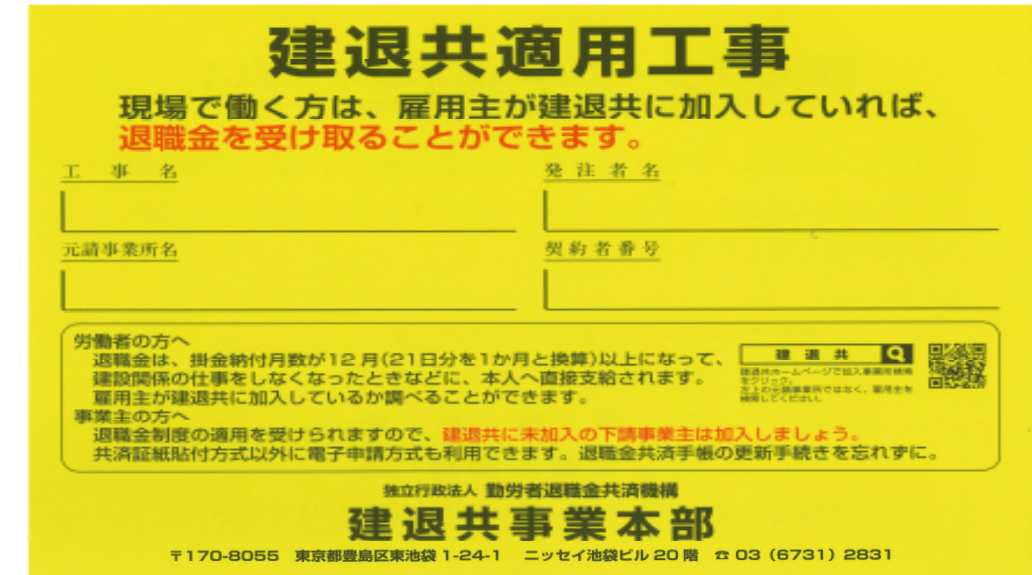
加入目標数及び加入実績の推移

(単位:人)

	H30	R1	R2	R3
加入目標数	112,000	110,000	109,000	108,000
加入実績	108,728	113,293	116,689	107,403
達成率	97.1%	103.0%	107.1%	99.4%

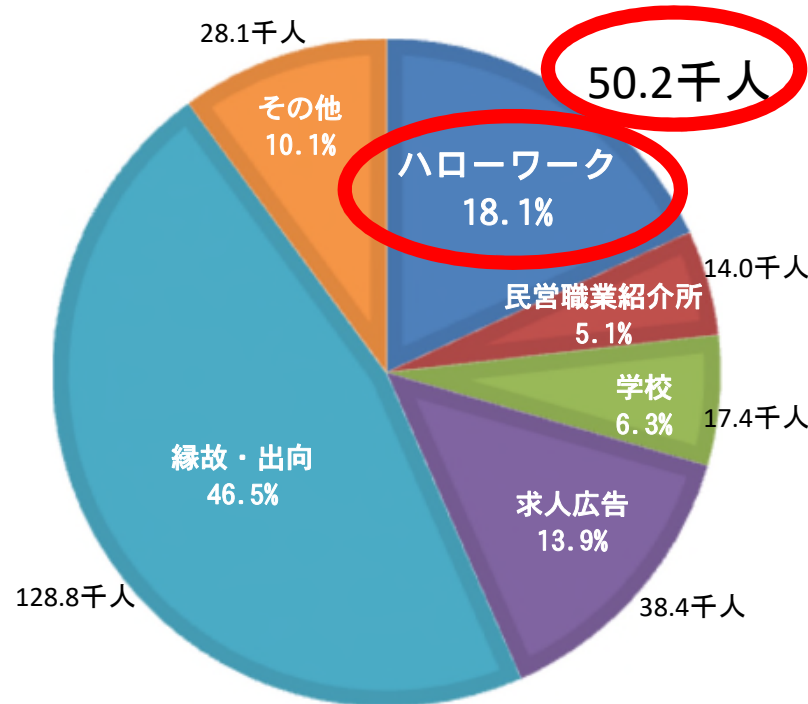
建設業技能者数の減少傾向の中で、
加入者数を確保

建設工事現場における周知



建退共制度への加入促進及び履行徹底を図るため、令和3年度7月より労働者に対する周知、工事名等の記入欄及びQRコードを追加した新様式を全国に順次展開。現場事務所および工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示。

建設業の入職経路におけるハローワークの状況



出典:厚生労働省「雇用動向調査」(令和2年)

ハローワーク等を活用した周知

事業主向

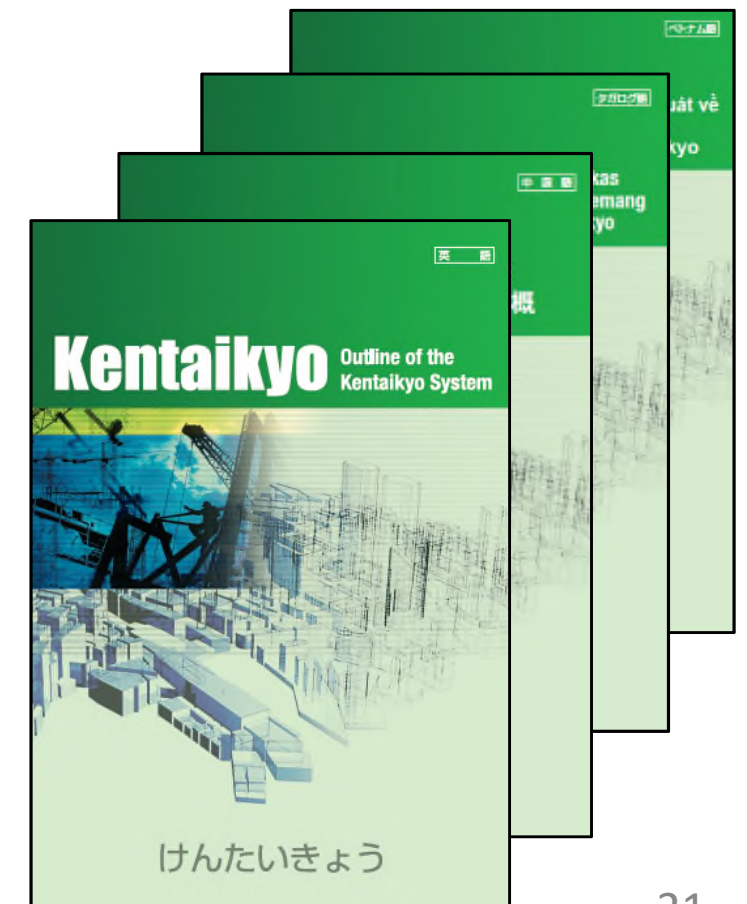
労働者向



ハローワークと各職業能力関連施設等にCCUSと
合同でパンフレットを設置(令和4年度)
(664所・118,614部)

外国人労働者に向けた周知

外国語パンフレット
(英語・中国語・タガログ語・ベトナム語)



自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 **【重要度 高】**

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。

- ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。
- ※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

- ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的实施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

- ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。

(4) サービスの向上

○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。

- ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

- ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。
- ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券	超過収益率 0.15%	112.41%	142.71%	122.87% [※]	△364.29% [※]	
	・国内株式	超過収益率 0.36%	117.88%	106.76%			
	・外国債券	超過収益率 0.21%	104.09%	163.99%			
	・外国株式	超過収益率 △3.21%	86.00%	109.20%			
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期末更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—	—	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。	101人	84.2%	54.2%	97.5%	103.2%	

※ 令和元年度以前の指標は、「毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。」

<p>(4) サービスの向上</p> <p>○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p>	514,358件 (通信監視サービス分を除くと41,318件)	3214.7% (通信監視サービス分を除くと258.2%)	2214.1% (通信監視サービス分を除くと243.1%)	2087.4%	2128.0%	
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>資産の運用</p>	<p>③委託運用部分について、令和元年度までは、国内債券、国内株式の2資産で単独運用を行っていたが、令和2年度に、委託手数料低減や、運用資産の多様化によるリスク分散を通じた運用の効率性向上を企図し、中退共等との合同運用に移行した。 単独運用時代は、1資産1運用受託機関で十分なリスク分散が困難であったこと等から平成30年度の国内株下落局面で、実績収益率が複合ベンチマーク収益率を下回った。また合同運用開始後は、令和3年度に外国株式の実績収益率がベンチマーク収益率を下回った。これは、年度後半の世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度の大幅上昇の反動もあって、近年の牽引役となったグロース系のファンドが急落したことが主因であり、一時的な動きと判断している。合同運用開始以降の2年間では、4資産全てでベンチマーク収益率を上回ったことから、平成30年度以降の4年通期でも、国内株式が若干ベンチマーク収益率を下回ったものの、それ以外の3資産及び全体の実績収益率はベンチマーク収益率を上回った。</p>
<p>加入目標数</p>	<p>③清退共の対象事業所（酒類等製造免許事業所）の約90%を超える事業所が共済契約者であることから、新規免許取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨の通知を发出するほか、既加入のすべての事業所（休造除く）に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出するなどきめ細かな対策を講じた。 しかし、コロナ禍により外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に发出される中、酒造製造量は、令和2年度はコロナ禍前の令和元年度比△9.4%と大幅に落ち込み、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標数の達成率は54.2%にとどまった。また、令和3年度も、酒造製造量は大きく落ち込んだ令和2年度よりさらに落ち込み（令和3年度（4月～2月）は令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%）、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中で、加入促進が極めて困難な状況であったことには変わりはないが、目標には到達しなかったものの、達成率は84.2%まで戻す結果となった（P29図表10参照）。</p>

<p>ホームページアクセス数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因である。また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和2年度及び令和3年度の期間の大半が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものである。清退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。</p> <p>なお、当該分析結果は、初めて全国に緊急事態宣言が発令された令和2年度の評価同様、高い実績値となっていることを踏まえ、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。</p>
---------------------------	--

Ⅲ 評定の根拠

<p>根拠</p>	<p>理由</p>
<p>資産の運用</p>	<p>委託運用部分については、限られた資金量の下で、令和元年度まで国内債券と国内株式の2資産で単独運用を行っており、運用受託機関も1資産1先であったため、十分なリスク分散が難しく、国内株式中心に収益率が大きく振れる傾向があった。また委託手数料も、バランス型かつ少額のために割高となっていた。このため、中退共、林退共との合同運用の是非について検討、委託手数料の低減と、運用資産の種類拡大によるリスク分散強化等による運用の効率性向上効果が大きいと判断し、合同運用への意向を提案、資産運用委員会、運営委員会において承認された。合同運用移行後の2年間でみると、4資産全てでベンチマーク収益率を上回っており、4年間通期でも、国内株式以外の3資産でベンチマーク収益率を上回り、全体でも複合ベンチマーク収益率を確保した。また、合同運用への移行後は、中退共に相乗りする形で、スチュワードシップ活動にも参画している。</p>
<p>確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>長期未更新者については、毎年度発生するため対策を行わないとその数は増加する一方であるところ、令和3年度末は2,921人と平成29年度末の3,021人を下回ることができた。これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに110人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が210人となったためである（P27図表9参照）。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している。</p> <p>その上で、平成29年度に日本酒造杜氏組合連合会の協力も得ながら未更新期間3年以上の被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請し、その結果、長期未更新者数が大幅に減少した。また、それ以降も、未更新期間が3年経過時点での現況調査、及び同調査から2年を経過した後におけるフォローアップ調査を行い、長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p>
<p>加入促進対策の効果的実施</p>	<p>P24「要因分析（加入目標数）」に記載のとおり。</p>

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

- 平成30年度には、効率性の改善やリスク分散力の強化を図るため、中退共等との合同運用について検討を行い、運営委員会に報告した。
- 令和元年度には、令和2年度からの中退共等との合同運用を開始することを決定し、これに伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。
- 令和2年度には、中退共が実施した平成30年度から令和元年度において、マネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた新たな評価体系を導入し適用した。
- 資産運用委員会の承認を得た上で流動性の確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。
- 令和3年度には、低金利政策により自家運用利回りが低下傾向を続ける中、中期的に必要な利回りを確保するため基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、ガバナンス面で、資産運用に携わる役職員の行動規範を制定した。
- 上述のような一連の改革を実施するため、4年間に資産運用委員会を33回開催、審議を受けた。この過程は、資産運用に携わる役職員の資産運用リテラシーを格段に向上させ、効率的、効果的な人材養成に繋がった。

・ 委託運用部分の収益率

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率
<評価>					
国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	0.15%
国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	△0.52%
外国債券	—	—	1.19%	0.21%	0.69%
外国株式	—	—	5.50%	△3.21%	0.52%
合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.24%

令和2年度から中退共との合同運用を実施している。

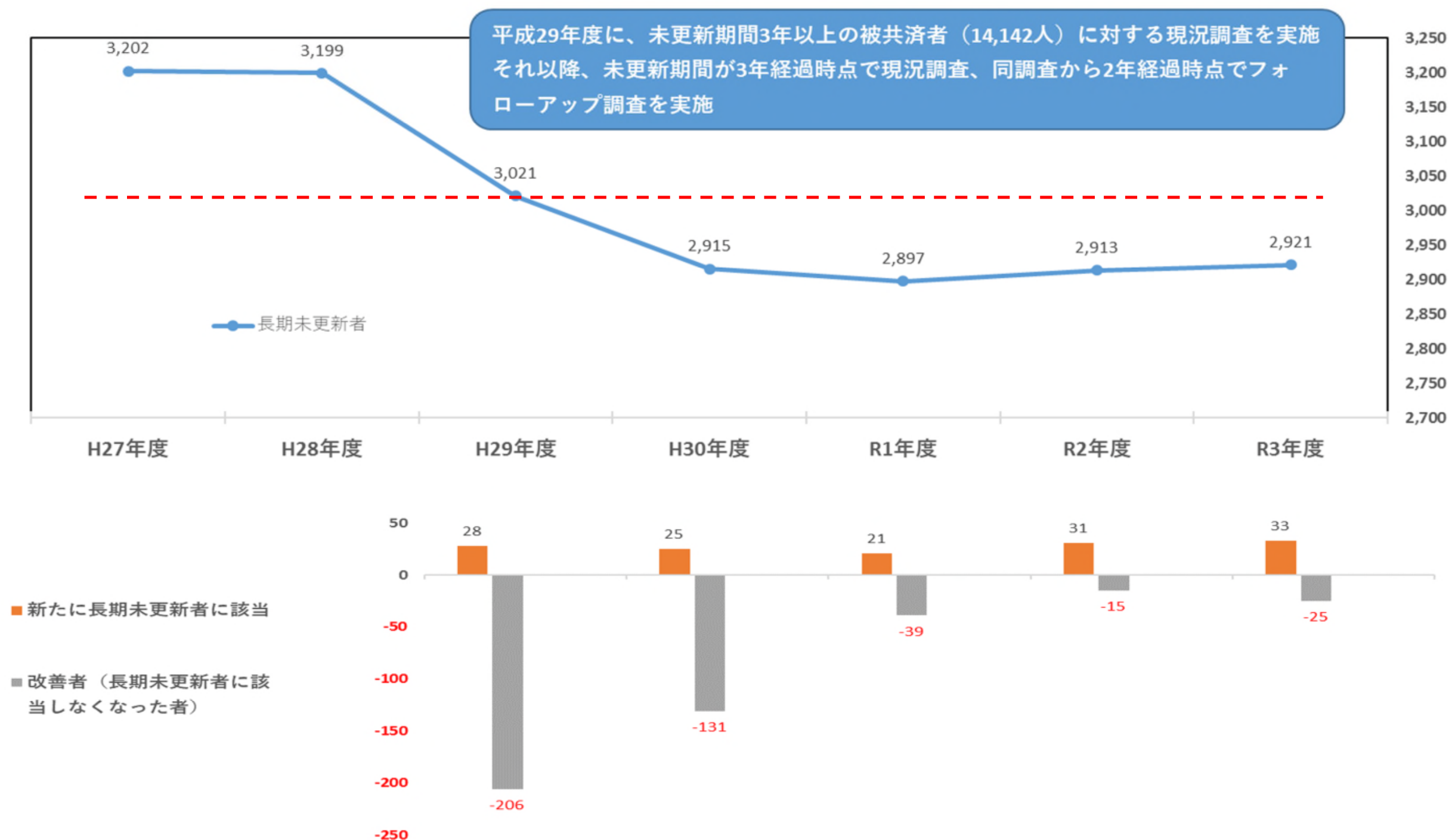
参考事項

○ 確実な退職金の支給に関する事項

<第4期中期目標(抜粋)>

中期目標期間の最終年度(令和4年度)までに、長期未更新者数(掛金納付月数24月以上かつ未更新期間3年以上)を、前中期目標期間の終了時(3,021人)から減少させること。

(図表9) 長期未更新者の推移 (平成27年度～)



参考事項

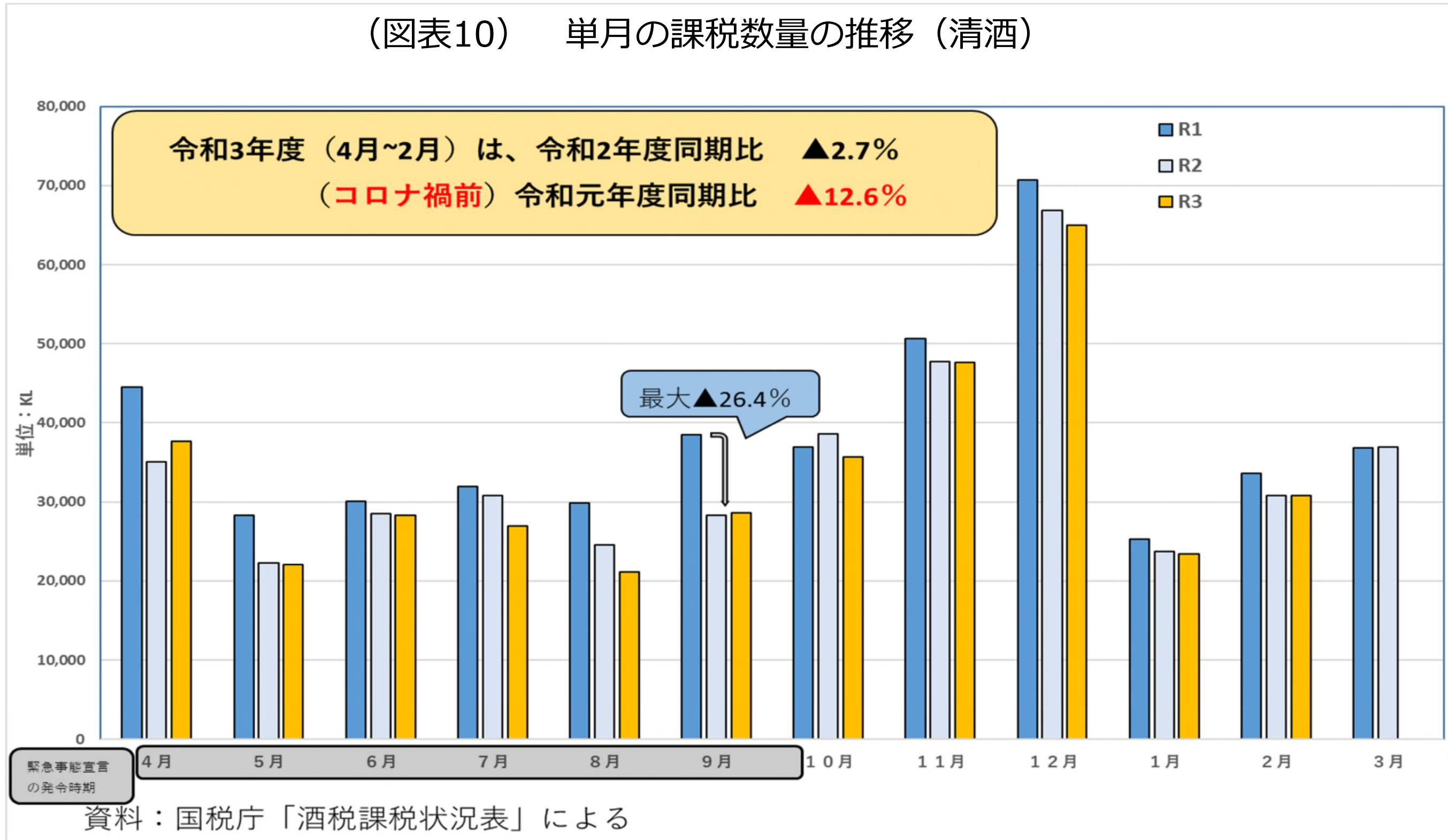
○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 酒類等製造免許新規取得事業所及び未加入事業所に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
- 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載
 - 醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10月掲載)
 - 日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号及び「会員専用ホームページ」
- 参与会の意見を踏まえ、制度の5つの特徴を記載したリーフレットの作成に着手した。

参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

(図表10) 単月の課税数量の推移 (清酒)



評価項目 No. 1-4 退職金共済事業(林業退職金共済事業)

難易度	高
重要度	高

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○林業退職金共済(以下、「林退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】 【難易度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

【難易度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについて、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。
- 「2019(平成31)年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005(平成17)年10月に策定した「累積欠損金解消計画」(以下「解消計画」という。)の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。
 - ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】【難易度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 	超過収益率 0.15%	112.41%	142.71%	167.84%	104.76%	
	・国内株式	超過収益率 0.36%	117.88%	106.76%	97.00%	91.47%	
	・外国債券	超過収益率 0.21%	104.09%	163.99%	86.99%	90.66%	
	・外国株式	超過収益率 △3.21%	86.00%	109.20%	106.27%	98.72%	
	・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)	新計画に基づき累積欠損金を解消	達成	達成	—	—	
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 	実施済	100%	100%	100%	100%	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 	—	—	—	—	—	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。 	1,668人	87.8%	81.3%	81.5%	91.3%	

<p>(4) サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p>	536,287件 (通信監視サービス分を除くと63,247件)	1,675.9% (通信監視サービス分を除くと197.6%)	1,217.9% (通信監視サービス分を除くと232.4%)	1,110.4%	1,117.8%	
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>資産の運用</p>	<p>③令和元年度及び令和2年度は国内債券の達成率が120%以上であった。これは平成30年度から約2年間に掛けて実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの成果が出ているものと思われるが、債券については、なお、コロナ禍での世界的な低金利政策という債券運用にとって逆風が吹く中、市場平均収益率が低水準であった。</p>
<p>ホームページアクセス件数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因である。また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和2年度及び令和3年度の期間の大半が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものと思われる。林退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。 なお、当該分析結果は、初めて全国に緊急事態宣言が発令された令和2年度の評価同様、高い実績値となっていることを踏まえ、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	<p>委託運用部分について、過去4年間通期で見ると、4資産全てにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。第3期中期計画のローリングプランに基づきガバナンス強化とリスク管理体制の整備のための諸改革を実行しつつ、着実に収益を上げて財務基盤の強化を実現。即ち、機構の特性を踏まえ、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースからの見直しを実施、過度なリスクテイクを改めると共にリスク分散体制を確立。結果、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回った。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。累積欠損金処理の取組について、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）し、その計画に沿って着実に累積欠損金解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>長期未更新者については、毎年度発生するため対策を行わないとその数は増加する一方であるところ、令和3年度末は2,131人と平成29年度末の2,259人を下回ることができた。これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに645人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が773人となったためである（P34図表11参照）。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には林退共制度に加入したことを本人に通知している。</p> <p>その上で、平成30年度に掛金納付月数12月以上の全被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請し、その結果、長期未更新者数が大幅に減少した。また、それ以降も、未更新期間が3年経過時点での現況調査、及び同調査から2年を経過した後におけるフォローアップ調査を行い、長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p>
加入促進対策の効果的実施	<p>林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.3万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約3,200人（H15～30平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にあり（P35図表12及び図表13参照）、加入促進は非常に困難な状況であった。そのような状況の下、新規加入者は、各年度とも1,900人という目標には到達しなかったが、令和3年度は3年ぶりに増加に転じる結果となった。</p>

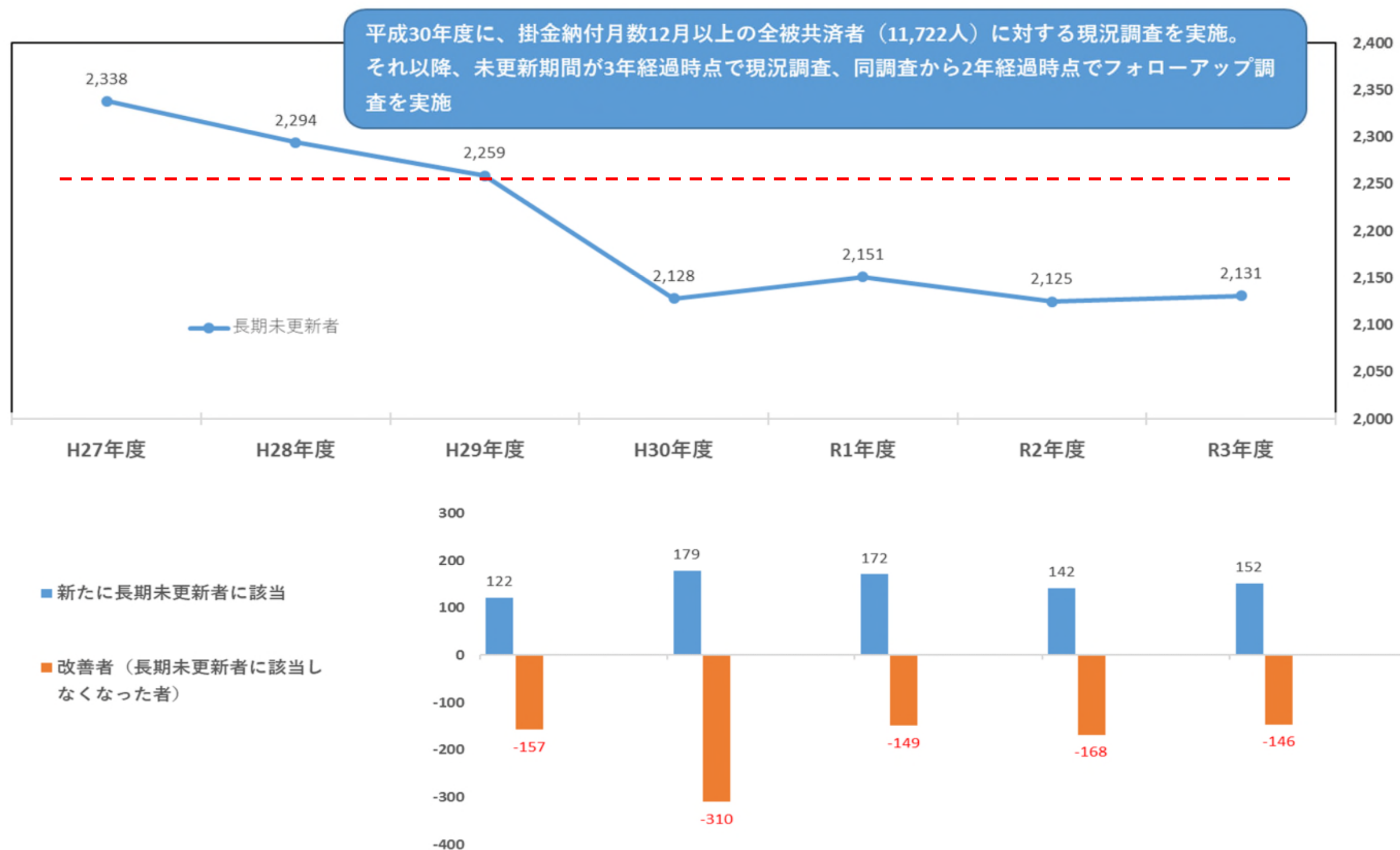
参考事項

○ 確実な退職金の支給に関する事項

<第4期中期目標(抜粋)>

中期目標期間の最終年度(令和4年度)までに、長期未更新者数(掛金納付月数24月以上かつ未更新期間3年以上)を、前中期目標期間の終了時(2,259人)から減少させること。

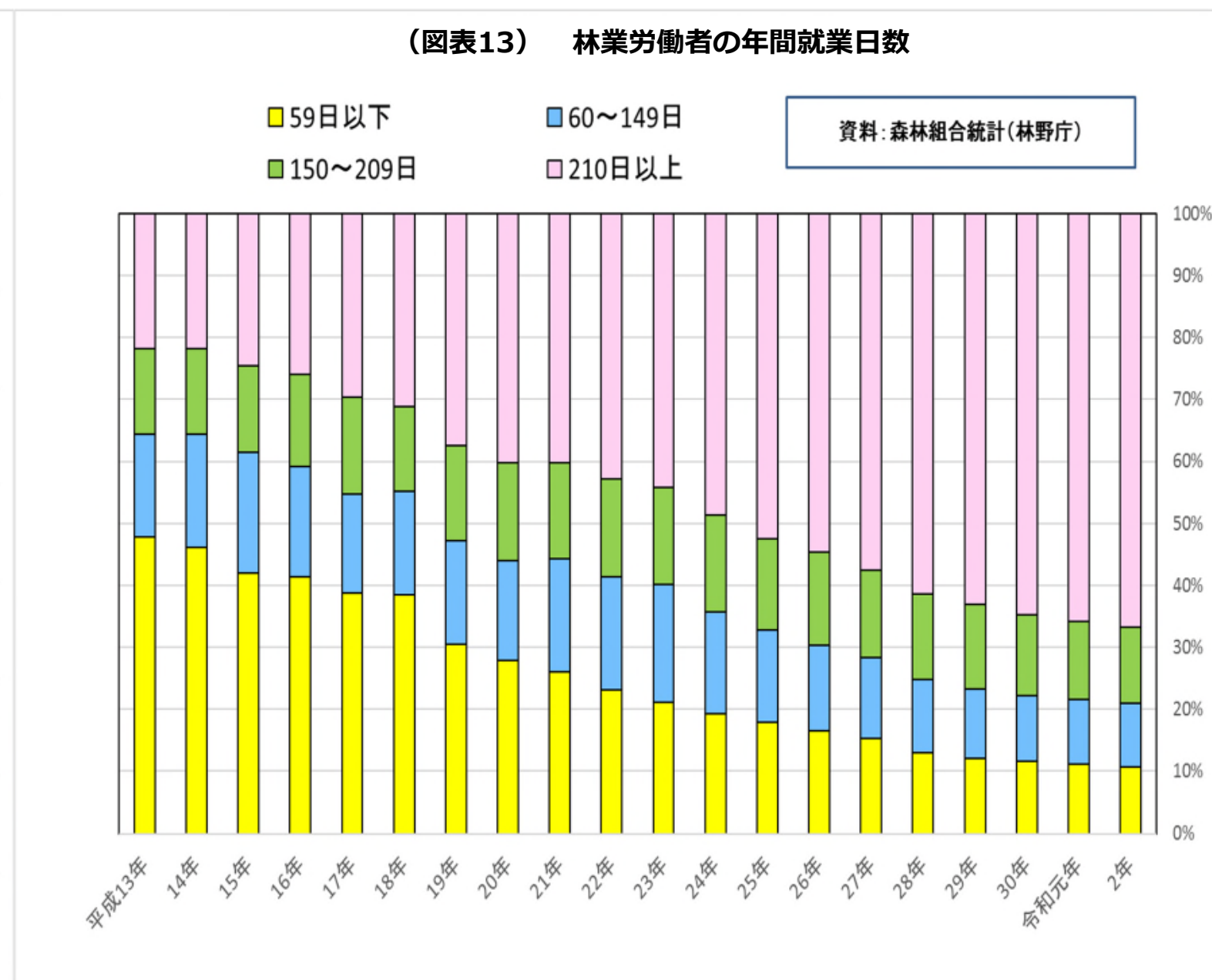
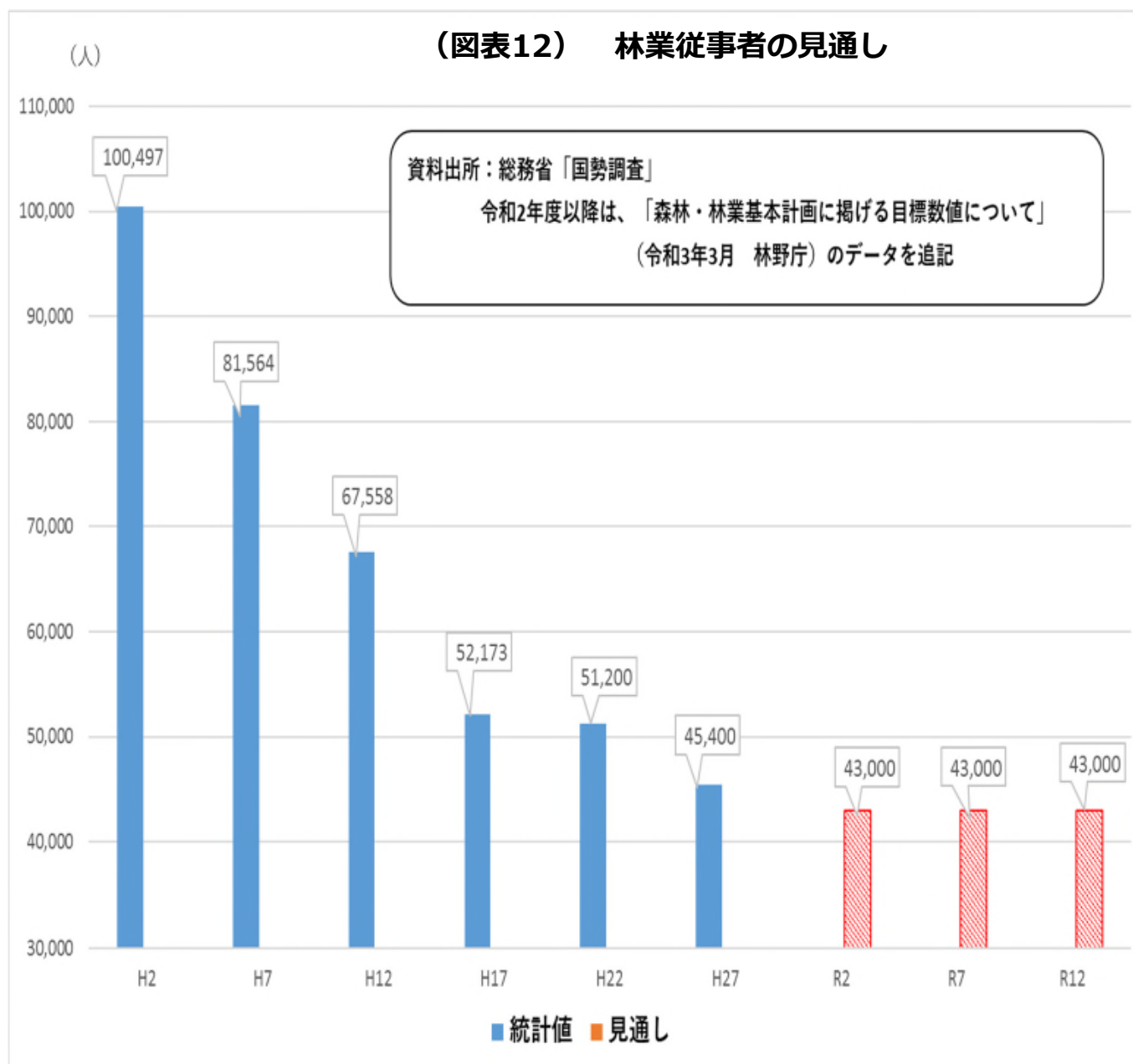
(図表11) 長期未更新者の推移 (平成27年度～)



参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

林業従事者数は平成2年度に約10万人のところ、平成27年度には約4.5万人に半減しており、森林・林業基本計画（R3.3月、林野庁）では、**令和2年度は4.3万人の横ばい**となっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、**林退共の対象者である期間労働者の割合も減少**が続いている。



参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

○関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

○林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、個別に広報記事の掲載を要請し、自治体の広報誌に掲載された。

○未加入事業所に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。

- ・全共済契約者に対し文書による要請

- ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施

- ・林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請

○関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。

- ・ブロック林材業安全管理推進会議、林業労働災害撲滅キャンペーン及び林業就業支援事業（厚労省、林野庁主催）による雇用管理セミナーにおいて広報資料を配布

○10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。

- ・関係団体等による広報記事掲載、NHKへの放送協力依頼

○地域によって林業従事者数に対する被共済者の加入状況が大きく異なることから、各地域の林業関係者へのアンケート調査を実施した。

○林業関係者へのアンケート調査を踏まえ、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施するとともに、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会(森林労連)に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の加入促進について協力を要請した。

○参与会の意見を踏まえ、制度の5つの特徴を記載したリーフレットの作成に着手した。

評価項目 No. 1-5 財産形成促進事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

1 融資業務の着実な実施

○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

- ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。

(2) 情報提供の質の向上

- ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とすること。

3 財務運営

○自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
1 融資業務の着実な実施 ○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。	・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	4.08日	100%	100%	100%	100%	
2 利用促進対策の効果的实施 (1) 特別な支援を必要とする者への対応等	・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。	710件	101.4%	93.7%	104.0%	107.4%	
	・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。	589件	158.8%	183.7%	192.3%	132.7%	
(2) 情報提供の質の向上	・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。	862,953件 (通信監視サービス分を除くと389,913件)	278.4% (通信監視サービス分を除くと125.8%)	258.3% (通信監視サービス分を除くと156.5%)	218.9%	209.2%	
	・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を、毎年度80%以上とすること。	81.0%	101.3%	103.9%	102.4%	91.6%	

要因分析（実績値/目標値が120以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
特別な支援を必要とする者への対応等（中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数）	②財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことにより、目標件数を達成した。ただし、当該措置については、財政状況に与える影響を毎年検証のうえ継続実施を決定しているものであり、今後も継続実施するものとは限らないため、目標変更についてはそれを考慮した上で検討する。
ホームページアクセス件数	③ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されているためである。この通信監視サービス件数を除いても、目標値を超えるアクセス件数となっているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和2年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和3年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法等を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った。なお、当該分析結果は、令和2年度の評価同様、高い実績値となっていることを踏まえ、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由

評価項目 No. 1-6 雇用促進融資事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（令和元）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度		

要因分析（実績値/目標値が120以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由
適切な債権管理及び財政投融資への償還	雇用促進融資業務については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理を進めた。 なお、財政投融資からの借入金残高974,998千円（平成29年度末時点）を令和元年度末までに全て償還した。

評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

○機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

3 給与水準の適正化

○給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

4 業務の電子化に関する取組

○中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。

・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。

5 契約の適正化の推進

○契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017(平成29)年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017(平成29)年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費(再構築・改修費及び保守費)等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費(人件費を除く。)については、2017(平成29)年度予算額に比べて15%以上、業務経費(財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、2017(平成29)年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	—	—	—	—	—	
4 業務の電子化に関する取組	中退共事業における中退共電算システムについて、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(令和2)年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021(令和3)年度からシステム再構築を開始すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果を取りまとめること。	—	—	—	100%	100%	
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020(令和2)年度末までに電子申請方式を導入すること。	実施済	100%	100%	—	—	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
業務の電子化に関する取組	<p>【全体像】 第4期中期計画期間中の業務の電子化に関する取組の全体像は、P46図表14参照。</p> <p>【中退共電算システム再構築】 プログラミング言語刷新によるサステナビリティ確保と、予定運用利回り等制度変更への対応の機動性向上が目的。事前の大規模システム開発ケーススタディを基に、ドキュメント整備、新規開発案件の絞り込み、理事長の節目での会議出席と重要事項の決裁、業務部門の全面的参画等の施策を実施した。要件定義、PMO支援、設計・開発の各業務の調達にも意を尽くし、優秀なコンサルタントとの協働により、プロジェクトの順調な進捗に加え、IT人材育成、機構のITリテラシーの底上げにも繋がっている。</p> <p>【建退共電子申請】 建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式について、新型コロナウイルスの影響によりスケジュール調整が非常に困難な中、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催等を行った。また、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した。 令和3年度以降においては、普及促進活動を展開するとともに、利用者からの意見を基に建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携強化を含むシステムの改修を進め、利便性の向上を図っている。</p>

参考事項

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。

【各年度の改善実績件数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
機構内事務処理に関する こと	11件	9件	11件	7件
加入者が行う手続きに関 すること	3件	6件	5件	7件

- 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調達等合理化検討チーム 審議回数	13回	40回	37回	28回

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

- 【指標】 一般管理費（削減率） 中期期間目標値： 15%以上
 【指標】 業務経費（削減率） 中期期間目標値： 5%以上

[参考]

一般管理費：平成29年度予算額 (215,782千円) (単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績額	137,082	135,102	143,674	121,049
削減率	36.5%	37.4%	33.4%	43.9%

業務経費：平成29年度予算額 (4,363,378千円) (単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績額	3,823,701	3,726,486	3,824,381	3,911,074
削減率	12.4%	14.6%	12.4%	10.4%

3 給与水準の適正化

- 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。
- 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。
- 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）については、国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。
- 機構の給与水準について、以下のとおり検証するとともに、その内容を毎年度機構ホームページにおいて公表した。
 - ・ 年齢のみで比較した対国家公務員指数は毎年度110%台で推移しているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。
 - ・ これらの要素を考慮した地域勘案指数及び地域・学歴勘案指数は、毎年度いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。

参考事項

4 業務の電子化に関する取組

○中退共電算システム再構築に係る役職員の参画状況

基本構想段階から業務部門を巻き込み、要件定義工程以降は業務部門各課から職員が参画、業務要件の定義や、成果物の検証に当たっている。この間、役員も、システム担当役員が殆どの会議に出席しているほか、隔月のステアリングコミッティー等節目の会議には理事長が出席し、重要事項の決裁を行うなど、役職員一丸となってプロジェクトを進めている。役職員の会議参加の状況は下記の通り。

会議体参加状況	基本構想策定工程 (開催回数 3回)	要件定義工程 (開催回数 188回)	設計・開発工程 (開催回数 233回)	合計 (開催回数 424回)
理事長	1人	8人	15人	24人
役員	5人	82人	215人	302人
職員	56人	1,683人	2,269人	4,008人
うち業務部門	44人	782人	477人	1,303人

○建退共制度における電子申請方式の導入に係る進捗状況

安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件を明確化し、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、10月からの試行的実施を経て、令和3年3月より電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）。

電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。

また、同方式の普及に向けて、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行った。

（令和2年度）

- ・日建連会員企業向け説明会 1会場 130事業所
- ・建設労務安全研究会理事会 1会場 50事業所
- ・各都道府県支部協力による説明会 33都道府県 66会場 84回 10,559事業所
- ・電子申請試行的実施参加者説明会（元請用）33事業所 131名（10月21日） 24事業所 78名（10月23日） 30事業所 102名（10月27日）
- ・電子申請試行的実施参加者説明会（下請用）84事業所 139名（10月29日） 62事業所 115名（11月4日） 67事業所 146名（11月5日）

（令和3年度）

- ・国土交通省主催の発注機関向け説明会（WEB会議）（5月21日、5月28日、6月4日）
- ・関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会（開催数27回・参加者数4,318名）

令和4年度は、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携についてもさらに推し進めていく。

参考事項

(図表14) システム管理部業務における取組

年度	第3期中期計画			第4期中期計画				第4期中期計画 期中合計 【予定】
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
ガバナンス 関連	<p>中期計画ローリング実施 ・プログラミング言語(GOBOL)変更 ・予定運用利回り変更等への機動的対応</p> <p>H28.26 システム化委員会新設 2回開催</p>	7回開催 H29年度開発案件、WAFの導入	5回開催 H30年度開発案件、元号改正等	3回開催 センターハードウェア更改等	2回開催 中期計画期間における開発案件	2回開催 中退共システムの再構築等		合計12回開催
	H28.1.22 情報系・業務系システム物理的分離プロジェクト(DSPT) 1回開催	H29.5.5 情報系システム、業務系システムの物理的分離作業完了 H29.6.12 第5回 DSPT会合を開催、DSPTを解散						
	H27.8.6 情報セキュリティ委員会新設 (平成27年度 4回開催) 平成28年度 4回開催	2回開催	5回開催	1回開催	2回開催	1回開催	情報セキュリティ委員会	合計9回開催
	H29.2.9 CIO補佐官報告会 1回開催	1回開催	H30.12.14 情報セキュリティ有識者委員会新設 1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	情報セキュリティ有識者委員会	合計3回開催
	H28.3.24 リスク管理・コンプライアンス委員会 (平成27年度 1回開催) 平成28年度 2回開催	2回開催	2回開催	1回開催	2回開催	1回開催	リスク管理・コンプライアンス委員会	合計11回開催
	規程関連	H27.12.25 USBの使用・管理方法についてを制定 H28.6.1 CIO補佐官業者の変更 H29.2.1 CIO補佐官の交替	H29.10.1 情報セキュリティ対策基準改定	H31.1.28 情報セキュリティ対策基準改定 H30.4.1 CIO補佐官業者の変更		R2.4.1 USBの使用・管理方法に係る取扱要領の制定 R2.4.1 CIO補佐官の交替		
監事/監査室によるモニタリング	H28.4.1 監査室長と総務部長の分離			H31.4 PC機器等台数調査を開始		R3.4.13現在<機構内> PC(情報系) 331台 PC(NW非接続) 37台 PC(業務系) 482台 USB(情報系) 252本 USB(業務系) 283本		
中退共システム 再構築関連	全体工程管理支援				全体工程管理支援の調達	全体工程管理支援(R3.4~R8.9)		
	中退共システム再構築		基本構想策定の調達	基本構想策定(H30.4~R1.5)	計画策定・要件定義の調達	計画策定・要件定義(R2.5~R3.4)	設計・開発の調達	設計・開発工程(R3.10~R8.9)
	代表者会議 ステアリングコミッティー 工程開始・終了判定会議 スコープ調整内容確認会議	H29.9.13 中退共システム再構築に係る第1回打合せを実施	H30.4.1 プロジェクト推進室を設置	ドキュメント整備の調達	ドキュメント整備		1回開催 3回開催 3回開催 1回開催	2回開催予定 5回開催予定 4回開催予定 1回開催予定
	投入人員			基本構想策定 会議開催数 3回 コンサルタント人数 10名 業務部門参加者数 44名	計画策定・要件定義 会議開催数 188回 コンサルタント人数 20名 業務部門参加者数 782名	設計開発 要件確認工程、基本設計工程 会議開催数 233回 コンサルタント人数 7名 業務部門参加者数 477名	第4期中期計画期間期中合計 会議開催数 424回 コンサルタント人数 37名 業務部門参加者数 1,303名	
	センターハードウェア更改				R2.10.1 情報系センターハードウェアの更改	R4.1.4 業務系センターハードウェアの更改		
建退共電子化プロジェクト			建退共制度に関する検討会を4回開催 H30.5、H30.8、H30.10、H30.11	R1.5.31 中退法公布 R2.10.1 中退法施行	R2.10.1 試験運用開始	R3.3.1 本格運用開始 R3.10.1 制度改正対応の改修	R4夏以降 CCUS連携強化	

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

第3 財務内容の改善に関する事項

○今後行われる予定の財政検証に基づき累積欠損金の処理等で定めた事項（評価項目No.1-4 I (1)）に基づき、着実な累積欠損金の解消を図ること。また、業務運営の効率化に関する事項で定めた事項（評価項目No.2-1）を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由
累積欠損金の着実な解消	累積欠損金について、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しを財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。
業務運営の効率化に考慮した予算の作成、管理	中期目標に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。*削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）

評価項目 No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

1 内部統制の強化

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。
- 内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- サイバーセキュリティ基本法の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。
- 上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

- 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。
 - ・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

- 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度		
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 ○退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。	・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。	24回	160.0%	26.7%	93.3%	100%

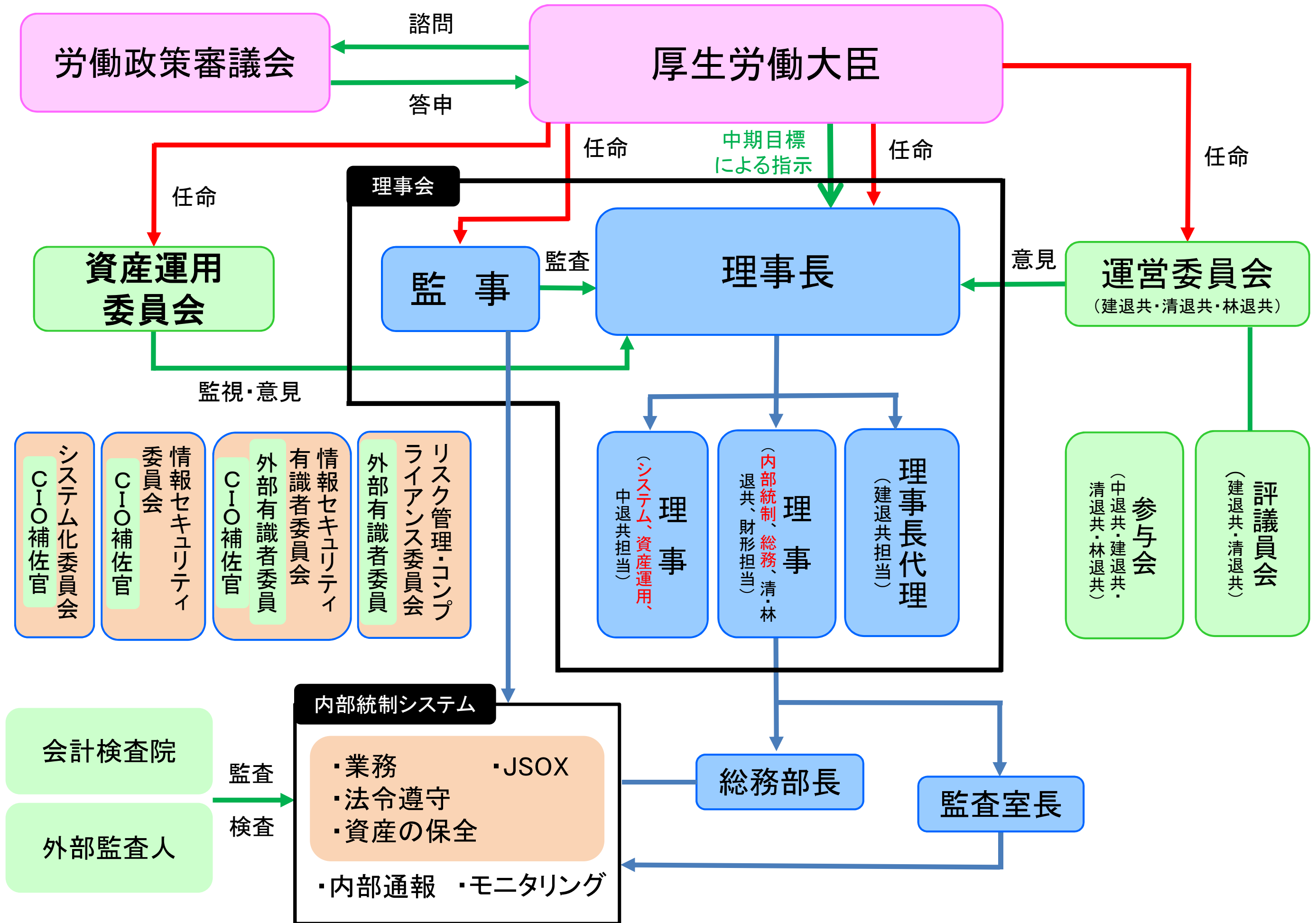
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	③令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面型制度説明会ができなかったため、年度途中よりWEB会議方式による説明会を準備し、開催した(4回)。令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組継続のため、当初よりWEB会議方式の説明会を開催した(24回)。WEB会議方式の導入により、機動性、効率性が改善した他、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。今後、新型コロナウイルスの感染状況により、WEB会議方式だけではなく対面型の開催も併せて検討していくことが見込まれるため、次期指標については状況をみながら検討してまいりたい。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
内部統制の強化	<p>機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報とを国民から託されている公的機関であること、また金融を業とする独立行政法人であることを踏まえ、統制環境整備のため、職員に高い職業倫理が必要とされることを理事長が発信し、理事会で徹底した。また、統制活動として、文書決裁ルールを徹底し、責任の明確化を図った。さらに、専門性の高い外部有識者委員に参画いただき、委員会の実効性のある運営を行うことで、内部統制のさらなる強化を図った（P 51及びP 52参考事項参照）。</p>
情報セキュリティ対策の推進等	<p>情報セキュリティ対策については、第3期中期計画期間の途中で策定した新規施策（P 52参考事項参照）に基づき第3期・第4期を通じて継続的に取組を行ってきた。第4期においては、コロナ禍の下で利用が急増したWEB会議に関する規程整備、インシデントの予防／迅速な事後対応に不可欠な情報端末・記録媒体の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から、手厚い取組振りと評価された。標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋がっている。</p> <p>BCP関連では、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備え、データバックアップ等を行った。さらに令和2年度には、WEB・メールシステムの更改に併せ、DNS機能の一部をクラウドへ移行し、機構内に設置されているWEBサーバの死活を監視させ、通信が途絶えた際には、自動的にSorryページを表示する機能を実装した。また、本更改により、WEBサーバを東京のデータセンタから大阪のデータセンタへ移行し、首都直下型地震等により機構内のシステムが停止した際は、データセンタにてSorryページを表示させることで、災害時等における事業継続性の強化を図った。</p>
資産運用における社会的に優良な企業への投資	<p>資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>中退共では、資金規模6兆円の公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのステュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談でのエンゲージメントにおいて、ESG各要素について機構の立場から見た重要性を情報発信している。トップとの面談は、開始から4年を経て、面談先からも評価され、確りと定着してきており、令和3年度は、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見不足の事例を挙げて、業界全体として人材養成が必要との問題を提起、広く主要運用機関トップの共感を得るなど、活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも高く評価された。</p>

勤労者退職金共済機構におけるガバナンス体制



＜自己評価の基準＞

- 平成28年度は、内部統制について、中計期間内に発生した大きな環境変化を踏まえ、**新規施策**を実施(ローリング)

【基本認識】 当機構は金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人であり、国民から2つの貴重な財産(運用資産、個人情報)をお預かりしている。資産運用と情報セキュリティ、双方の分野に共通する急速な情勢変化に対応していくことが必要であり、システム投資面では弛まざるバックアップ(資源投入)が不可欠。

＜環境変化＞

(1)法改正

- ①改正独法通則法施行(27年4月)⇒ガバナンス強化の要請(監査室、リスク管理・コンプライアンス委員会設置等)、資産運用に係る実効性のあるリスク管理体制を整備
- ②中退法改正(27年5月) ⇒資産運用委員会設置(27年10月)

(2)情報セキュリティ問題の深刻化

- ①政府系機関からの個人情報大量漏洩事案発生⇒個人情報の防衛が喫緊の課題に
- ②世界的サイバーテロ脅威の高まり⇒頻度上昇、悪質・巧妙化

＜組織/体制/予算面での対応＞

1. 組織【ガバナンス強化に向けた外部有識者の知見活用】

(1)資産運用委員会(平成28年度は9回、延べ約20時間の審議)

- ・資産運用状況等の監視等
- ・厚生労働大臣任命による有識者委員5名
- ・機構の特性(注)に関する認識を共有、同特性を踏まえてあるべき姿を審議・判断
(注) 積立方式、国による補填なし、運用が唯一の収益源、中退共付加退職金制度の非対称性
- ・運用の基本方針「安全かつ効率」について機構としての解釈を具体化
－ 「必要な収益を最低限のリスクで獲得」、「必要な収益率＝予定運用利回り＋業務経費率」
- ・特性と現行体制を踏まえ、中退共基本ポートフォリオの過剰なリスクテイクを修正
－ リスクテイクは累積剰余金の範囲内
- ・財政検証に先駆け基本ポートフォリオ見直し実施(期待収益率1.41%⇒1.10%、リスク値3.53%⇒1.88%)
- ・基本ポートフォリオ策定時の金利見通しに独自シナリオ(横這い)を採用
- ・制度設計を所掌する労政審への情報提供・提言ルート確立
－ 機構資産運用行動の決定要因(予定運用利回り累積剰余金/付加退職金)に関する要望

(2)リスク管理・コンプライアンス委員会

- ・コーポレートガバナンス専門の弁護士を招聘
－ 個人情報流出時の退職金支払可否判断、役員の実務に関する検討
- ・リスク管理におけるリスクマップ(後述)の位置付けの明確化

(3)CIO補佐官報告会

- ・NISCサイバーセキュリティ補佐官を招聘
－ CIO補佐官の活動状況の評価
- ・世界的サイバーテロ対策に関する理事長への助言
- ・システム投資額のレベル感の提言

2. 体制改編

○ 資源投入に関する優先順位付けのための体制・プロセスの明確化

(1)情報セキュリティ体制再編

- ①情報セキュリティ委員会委員長を理事長に格上げ
－ 最重要案件との位置付け、トップダウン体制明確化
- ②総務部、システム管理部の責任分担明確化
－ 情報セキュリティ体制の企画・立案・実施はCISO・総務部ライン
- － 機構内システム案件の総括的把握・管理はシステム管理部
- － インシデント対応は総務担当理事、総務部ライン

(2)リスク管理・コンプライアンス委員会

- ①リスクマップ作成(約300項目)
－ 資源投入の対象、優先順位の明確化
- ②外部有識者委員による点検・助言

(3)システム化委員会

- ①システム化案件の全体像の一元的把握
- ②システム化案件の質・運用の基準統一化
- ③優先順位付け(平成29年度分は当初要望 24件⇒15件へ査定)
- ④一元的予算管理(機構全体としてのシステム化予算の執行進捗状況の随時把握)

(4)監事/監査室

- ・モニタリング本格実施

3. 予算措置

- ・物理的分離早期実現等のための予算措置
－ 第3期中期計画において予定外の大規模システム化案件であったが、その重要性、緊要性に鑑み、元号改正対応等と合わせ、約8億円を予算措置

4. 情報セキュリティ対策

(1)ハード面の対応

- ・情報系システムと業務系システムの論理的分離(28年5月)と物理的分離(29年5月)
－ 物理的分離については、29年1月に機構横断的なプロジェクトチームを立ち上げ(プロジェクト・オーナーは理事長、CISOがプロジェクト・リーダー)、年度を跨いで貫徹
- ・業務系データのNASからサーバへの移行(個人情報約150万件含む:29年4月完了)
－ ログ保存機能確保による事後対応(調査・分析)力強化、データ防御力強化

(2)ソフト面の対応

- ①ヒューマンエラー対応
 - ・PDCA体制の構築(規程整備/研修/訓練/モニタリング/フィードバック)
 - (P)記憶媒体管理規程、インシデント対応手順書の整備
 - (D)役職員全員参加研修、新人・転入者・派遣職員研修等啓発施策の継続的実施、インシデント対応訓練
 - (C)監査室・監事監査によるモニタリング、第三者による情報セキュリティ監査、標的型メール訓練、ペネトレーション・テスト、メール・Webサイト利用実態調査
－ 28年度中、標的型メール訓練2回、抜線訓練2回、ペネトレーション・テスト2回等を実施
 - (A)規程整備、理事長メッセージ、システム対応(ファイヤウォール強化等)
- ②インシデント対応
 - ・インシデント対応手順書作成
－ 必須対応項目確認(抜線・報告⇒コールセンター⇒ログ分析⇒支払可否判断)
 - ・コールセンター機能強化(非常時回線数増加:20回線⇒46回線)
 - ・システム保守業者によるバックアップ体制強化
－ 本部からの追加的人員投入体制確立

5. 次期中計期間中の課題

(1)資産運用

- ①リスクテイク体制の強化
 - ・リスク度に見合った累積剰余金の確保等体制面の整備が前提
 - ・運用資金量横這い/低金利継続(自家運用利回り低下)/業務経費率上昇(情報セキュリティコスト増嵩)という環境を展望した必要な運用収益確保のための体制等
- ②機構行動規範・判断基準の確立
 - ・Fiduciary Duty(専ら受益者の利益を勘案)を巡る最近の議論を踏まえ、当機構の行動規範を確立
- ③スチュワードシップ・コード、ESG投資への対応
 - ・機構業務の目的・政策的位置付け(厚労省所管部署)を踏まえて検討

(2)システム

- ①中退共システムの再構築
 - ・言語変更(Cobolからの変更)
 - ・予定運用利回り等制度の改定に柔軟・機動的に対応できるシステムの構築。
- ②建退共システムの刷新と建退共掛金納付システムの新設
 - ・平成22年度運用開始の特退共システムの刷新
 - ・建退共証紙に代わるものとして、インターネットを活用した掛金納付システムの新設
 - ・情報セキュリティ確保を最優先とし、特退共システムと掛金納付システムを分離
- ③BCP体制構築
 - ・自然災害対応を含むBCP体制の強化

評価項目 No. 5-1

予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画剰余金の使途・職員の人事に関する計画・積立金の処分に関する事項

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

※目標がないため、以下については計画より記述

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円
- ⑤ 財形融資事業においては 391億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 職員の人事に関する計画

方針

- ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求めること。
- ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施すること。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施すること。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由